

がいな創生新事業展開支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業者におけるプロフェッショナル人材の雇用を促進し、当該事業者の事業の拡大及び業績を向上させることにより、新たな雇用を創出するとともに、地域への経済的効果を波及させ、もって本市における地方創生に資するため、がいな創生事業に従事させるためプロフェッショナル人材を雇用する事業者に対し、がいな創生新事業展開支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロフェッショナル人材 専門的な技術、知識又は技能、資格、免許等（以下「能力等」という。）を有する者であつて、おおむね3年以上、事業の企画及び運営、海外への進出、生産性の向上、製品の設計及び開発等に関する業務に従事した経験を有するもの（市内に事業の本拠となる事務所を有する事業者に雇用されているものを除く。）をいう。
- (2) 地方創生 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。
- (3) がいな創生事業 バイオ・医療分野、環境・エネルギー分野その他市長が特に地方創生に資すると認めた分野における事業であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 市内に存する事業所において実施されるものであること。
 - イ まち・ひと・しごと創生法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に定めるまち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則のうち、自立性、将来性及び地域性が認められること。
 - ウ 地域経済分析システム（RESAS）におけるコネクタ－ハブ度、雇用貢献度又は利益貢献度のいずれかの数値を向上させる見込みがあること。
 - エ 当該事業の実施に伴い、3人以上の従業員が雇用される見込みがあること。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する事業者（国及び地方公共団体を除く。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 雇用保険に係る保険関係が成立していること。
 - (2) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、総勘定元帳等の帳簿類を備え付けていること。
 - (3) 第6条第1項の認定の申請の日の2年前の日から本補助金の交付の決定の日までの間に、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）又は賃金の不払その他就業規則に違反する事実若しくは違法な時間外労働の実態がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条各号に掲げる歳入金を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者は、本補助金の交付の対象としない。

（補助対象事業）

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、がいな創生事業に従事させるためプロフェッショナル人材を雇用する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 当該プロフェッショナル人材の雇用が、期間の定めのない労働契約に基づくものであること。
 - (2) 当該プロフェッショナル人材の労働時間が、就業規則その他これに準ずるものに定める通常の労働者に係るものと同一であること。
 - (3) 当該プロフェッショナル人材の雇用に伴い、その雇用を開始する日の6か月前の日から当該雇用を開始する日までの間に、使用者の都合により、労働者（雇用保険の被保険者に限る。）を解雇した事実がないこと。
 - (4) 当該がいな創生事業において、当該プロフェッショナル人材が有する能力等が活用されること。
 - (5) 当該プロフェッショナル人材が、本補助金の交付を受ける者の代表者の配偶者又は3親等以内の親族でないこと。
 - (6) 本補助金の交付の対象となる経費について、他の補助金、助成金その他の金銭の交付を受けていないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、プロフェッショナル人材の雇用を内定した後、次のいずれかの理由により当該プロフェッショナル人材を採用するに至らなかった場合は、その雇用のための準備として行った事業についても補助対象事業とする。

- (1) 当該プロフェッショナル人材の事情により内定の辞退があったこと。
- (2) 内定の期間中において、当該プロフェッショナル人材が法令若しくは就業規則に違反し、又は非行をしたことを理由として当該内定を取り消したこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表の左欄に掲げる経費であって、初めて本補助金の交付の決定を受けた日から同日から起算して12か月を経過する日までの間に支払われたものとする。

- 2 本補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助対象経費の区分及び内容に応じ、当該補助対象経費の額に同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、500万円を限度とする。

(がいな創生事業の認定)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、がいな創生事業を開始する前に、当該がいな創生事業について、市長の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定（以下「事業認定」という。）の申請は、がいな創生新事業展開支援事業事業認定申請書（別記様式第1号）を提出してしなければならない。
- 3 前項の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本5部とする。
- 4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による審査に当たっては、第14条第1項のがいな創生新事業展開支援外部評価委員会の意見を聴くものとする。
- 6 市長は、第4項の規定による審査の結果を、がいな創生新事業展開支援事業事業認定審査結果通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第7条 事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市長に対し、がいな創生新事業展開支援事業事業廃止等届出書（別記様式第3号）によりその旨を届け出なければならない。

- (1) 初めて本補助金の交付の決定を受けた日から同日から起算して12か月を経過する日までの間に、本補助金の交付を受けて実施する補助対象

事業に係るプロフェッショナル人材を解雇したとき。
(2) 補助対象事業を実施しないこととしたとき。

(事業認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定事業者に係る事業認定を取り消すものとする。

(1) 初めて本補助金の交付の決定を受けた日から同日から起算して12か月を経過する日までの間に、本補助金の交付を受けて実施する補助対象事業に係るプロフェッショナル人材の全てを解雇したとき（次のいずれかの理由により解雇したときを除く。）。

ア 当該プロフェッショナル人材の都合によること。

イ 当該プロフェッショナル人材が法令若しくは就業規則に違反し、又は非行をしたこと。

(2) 補助対象事業を実施しないこととしたとき。

(3) 第3条第1項第3号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により事業認定を取り消したときは、当該認定事業者であった者に対し、がいな創生新事業展開支援事業事業認定取消通知書（別記様式第4号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。

3 第1項の規定により事業認定を取り消した場合において、当該認定事業者に対し本補助金の交付を決定しているときは、その決定を取り消すものとする。

(交付申請)

第9条 認定事業者は、本補助金の交付を受けようとするときは、規則第6条第1項の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) がいな創生新事業展開支援事業採用等事業計画書（別記様式第5号）

(2) 第6条第6項の規定により交付を受けたがいな創生新事業展開支援事業事業認定審査結果通知書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の時期)

第10条 本補助金の交付の決定は、原則として、その交付の申請があった日から30日以内に行うものとする。

(軽微な変更)

第11条 規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) プロフェッショナル人材の労働条件（就業の場所、従事すべき業務及び賃金に関する事項に限る。）の変更
- (2) 本補助金の増額を伴う変更
- (3) 別表の左欄に掲げる補助対象経費のうち、いずれかの補助対象経費の額の2割を超える増加又は減少を伴う変更

（実績報告書の添付書類）

第12条 規則第18条第1項の補助事業等実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) がいな創生新事業展開支援事業採用等事業実績報告書（別記様式第6号）
- (2) 第4条第2項に定める事業について本補助金の交付を受ける場合にあっては、がいな創生新事業展開支援事業不採用に係る理由書（別記様式第7号）
- (3) プロフェッショナル人材の労働条件が示された雇用契約書又は雇入れ通知書（労働時間、就業の場所、従事すべき業務の内容、賃金の額、手当等の種類及び採用の年月日を確認することができるもの）の写し
- (4) プロフェッショナル人材に係る被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (5) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (6) プロフェッショナル人材の雇用を開始した日の6か月前の日から当該雇用を開始した日までの間に離職した労働者（雇用保険の被保険者に限る。）に係る労働者名簿等（当該労働者の氏名、離職の年月日及び離職の理由を確認することができるもの）の写し（第4条第2項に定める事業について本補助金の交付を受ける場合を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（雇用後の報告等）

第13条 市長は、本補助金の交付に係るプロフェッショナル人材が雇用された後、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、当該プロフェッショナル人材の勤務の状況、その雇用に伴う業務の運営の状況等について報告を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

（がいな創生新事業展開支援外部評価委員会の設置）

第14条 本補助金の交付に当たり学識経験を有する者の意見を聴くため、

がいな創生新事業展開支援外部評価委員会（次項において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（規定外事項）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項（前条第2項の規定により定めるものを除く。）は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。

別表（第5条、第11条関係）

補助対象経費		補助率
区 分	内 容	
プロフェッショナル人材の採用に要する経費	転職のあっせんに係るサービスを利用するために必要な手数料又は報酬、転職に関する展示会への出展に必要な代金、チラシの印刷代等プロフェッショナル人材の採用に要する経費（旅費を除く。）	10分の10
プロフェッショナル人材の雇用に要する経費	賃金、手当、社会保険料（事業者が負担すべきものに限る。）その他事業者が就業規則等に基づきプロフェッショナル人材について支払うべき金銭のうち、当該プロフェッショナル人材の能力等を勘案した結果、他の労働者について支払うべき額と比較して増加した部分に要する経費	3分の2
プロフェッショナル人材以外の人材の育成に要する経費	研修を行うために必要な会場費及び資料の作成費、外部で行われる研修への参加費等プロフェッショナル人材の能力等を他の労働者に波及させるために必要な経費	10分の10